

(地 97)
平成15年7月16日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令の施行について（施行通知）、及び重症急性呼吸器症候群についての患者、疑似症患者の判断基準等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群（SARS）に関しましては、平成15年3月13日付（地 238F）等をもって貴会宛に情報を提供いたしました。

今般、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令（平成15年政令第304号）が、平成15年7月4日に公布され、同年7月14日から施行されました。この政令の主な内容等について、厚生労働省健康局長より、都道府県知事、各政令市市長、特別区区長宛に通知がなされ、小職に対しても厚生労働省健康局結核感染症課長より周知協力方依頼がありました。

医師は、SARSの患者（疑似症患者を含む。）を診断したときは、直ちにその者の氏名、年齢、性別等の事項を最寄りの保健所長を經由して都道府県知事に届け出なければならないことにご留意いただきますようお願いいたします。

また、併せて厚生労働省健康局結核感染症課長より、都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛に重症急性呼吸器症候群についての患者、疑似症患者の判断基準等についての通知がなされ、SARS患者、疑似症患者の判断基準が別紙のとおり示されました。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても特にSARS患者、疑似症患者の判断基準についてご了知いただき、貴会管下会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、追って、診断・治療のガイドラインをお送りする予定でありますことを申し添えます。

SARS患者、疑似症患者の判断基準について

1. 定義

SARSコロナウイルスの感染による重症急性呼吸器疾患である。

2. 臨床的特徴

多くは2 - 7日、最大10日間の潜伏期間の後に、急激な発熱、咳、全身倦怠、筋肉痛などのインフルエンザ様の前駆症状が現れる。2 - 数日間で呼吸困難、乾性咳嗽、低酸素血症などの下気道炎症が現れ、胸部CT、X線写真などで肺炎像が出現する。肺炎になった者の80 - 90%が1週間程度で回復傾向になるが、10 - 20%がARDS (Acute Respiratory Distress Syndrome) を起こし、人工呼吸器などを必要とするほど重症となる。

致死率は10%弱。WHOは推計として15%と発表としている。

3. 報告の基準

(1) 患者の判断基準

診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、以下の方法によって病原体診断や血清学的診断がなされたもの。

【材料】鼻咽頭ぬぐい液、喀痰、尿、便、血清など

- ・病原体の検出：ウイルス培養検査
- ・病原体の遺伝子の検出：RT - PCR法
- ・血清抗体の検出：酵素免疫測定法 (ELISA) 又は免疫蛍光法 (IFA)

注) これらの検査所見 (特にRT - PCR、ウイルス分離) で陰性になった場合であっても、SARSを否定することはできない。この場合には、医師の総合判断により、疑似症例として取り扱うこととする。

(2) 疑似症患者の判断基準

疑似症の診断：臨床所見、渡航歴などにより判断する。

以下の 又は に該当し、かつ の条件を満たすものとする。

平成14年11月1日以降に、38度以上の急な発熱及び咳、呼吸困難等の呼吸器症状を示して受診した者のうち、次のいずれか1つ以上の条件を満たす者

- (一) 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
- (二) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)へ旅行した者
- (三) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)に居住していた者

平成14年11月1日以降に死亡し、病理解剖が行われていない者のうち、次のいず

れか1つ以上の条件を満たす者

- (一) 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
- (二) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)へ旅行した者
- (三) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)に居住していた者

次のいずれかの条件を満たす者

- (一) 胸部レントゲン写真で肺炎、または呼吸窮迫症候群の所見を示す者
- (二) 病理解剖所見が呼吸窮迫症候群の病理所見として矛盾せず、はっきりとした原因がないもの

注) 他の診断によって症状が説明ができる場合は除外すること。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。

健発第0714006号
平成15年7月14日

各〔都道府県知事
政令市市長
特別区区长〕殿

厚生労働省健康局長

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令の施行について
(施行通知)

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令(平成15年政令第304号)は、平成15年7月4日に公布され、同年7月14日から施行されたところである。今般、この政令の主な内容について以下のとおり通知するので、十分に了知願いたい。

記

1 疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用

重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。)の疑似症患者もSARSの患者とみなすこと。無症状病原体保有者は、患者とみなさないこと。

なお、SARSの患者、疑似症患者の判断基準については、別途課長通知で示すこととしていること。

2 SARSに関する情報の収集及び公表について

(1) 情報の収集

医師は、SARSの患者(疑似症患者を含む。2(1)、2(2)、4(3)を除いて以下同じ。)を診断したときは、直ちにその者の氏名、年齢、性別等の事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないこと。

(留意事項)

(一) 医師が届出をすることを要しない場合は、当該医師が診断した患者及びS

- A R Sについて届出が既になされていることを知っている場合とすること。
- (二) S A R Sについての届出事項は、氏名、年齢、性別のほか以下のとおりとすること。
- ア 当該者の職業及び住所
 - イ 当該者が成年に達していない場合にあっては、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
 - ウ 当該患者の症状
 - エ 診断方法
 - オ 当該者の所在地
 - カ 初診年月日及び診断年月日
 - キ S A R Sコロナウイルスに感染したと推定される年月日(S A R Sの患者にあっては、発病したと推定される年月日を含む。)
 - ク S A R Sコロナウイルスに感染した原因、感染経路、S A R Sコロナウイルスに感染した地域(又はこれらとして推定されるもの)
 - ケ 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
 - コ その他S A R Sのまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンについてS A R Sにかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者の氏名等の事項を最寄りの保健所を経由して都道府県知事に届け出なければならないこと。

(留意事項)

- (一) 届出をすべき動物は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンとすること。
- (二) 「S A R Sにかかり、又はかかっている疑いがある」ものとして届出を行う必要がある事由は、以下のとおりとすること。
 - ア S A R Sコロナウイルス(きわめて類似のウイルスを含む。以下(二)において同じ。)の分離
 - イ P C R検査によりS A R Sコロナウイルス遺伝子の検出
 - ウ S A R Sコロナウイルス血清抗体の検出
- (三) (二)の要件は、当面、主として研究機関等からの報告を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場において必要な検査を行うことを求めるものでないこと。
- (四) S A R Sにかかったイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンについての届出事項は、当該動物の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)の氏名のほか、以下のとおりとすること。
 - ア 動物の種類
 - イ 動物の所有者の住所
 - ウ 動物の所在地

オ 渡航地域及び期間

カ 病状（軽快、安定、悪化等）、接触者の状況及び疫学調査の結果からの安心情報等（通報後も必要に応じて病状の経過について公表する。）

3 健康診断、就業制限及び入院に関する事項

（１）健康診断

都道府県知事は、SARSのまん延を防止するため必要があると認めるときは、SARSにかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しSARSにかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。また、当該勧告を受けた者が勧告に従わないときは、都道府県知事は当該職員に健康診断を行わせることができること。

（留意事項）

（一）健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を行う場合の通知事項は、以下のとおりとすること。

ア 健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する理由

イ 健康診断の勧告をする場合にあっては、健康診断を受け、又は受けさせるべき期限

ウ 健康診断の措置を実施する場合にあっては、健康診断を行う日時、場所及びその方法

エ 健康診断の勧告をする場合にあっては、当該勧告に従わない場合に健康診断の措置を実施することがある旨

オ その他必要と認める事項

（二）健康診断の通知を行うに当たっては、十分な説明を行うことが重要であること。また、各都道府県の独自の判断により、健康診断が必要とされる状況に応じて、（一）のオに基づき、健康診断を受ける者の理解をできるだけ得て実施できるように必要な事項を通知することが望ましいこと。

都道府県知事は、の措置を勧告をし、又は措置を実施する場合には、当該措置を実施する理由等を書面により通知しなければならないこと。

（２）就業制限

都道府県知事から、2（１）の届出の内容等の通知を受けたSARSの患者は、SARSを公衆にまん延させるおそれがある業務に、そのおそれなくなるまでの期間従事してはならないこと。

（留意事項）

（一）就業制限を通知する際の事項は、以下のとおりとすること。

ア SARSの患者と診断した医師から都道府県知事へ行った届出の内容のうち、

当該者の症状、診断方法、初診年月日及び診断年月日

イ 就業制限及びその期間に関する事項

ウ 就業制限に違反した場合に30万円以下の罰金に処される旨

エ 就業制限の適用を受けている者が、都道府県知事に対して就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる旨

オ その他必要と認める事項

このうち、イについては、就業してはならない業務の範囲及び就業制限が終了する要件が含まれること。また、健康診断の通知と同様、通知事項のオの有効な活用が望ましいこと。

- (二) 就業制限の対象となる職種は、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に加え、多数の者に接触する業務であること。
- (三) 就業制限の期間は、SARSコロナウイルスを保有しなくなる(SARSコロナウイルスのPCR検査が陰性であることと同義では無いので注意すること)までの期間又は、発熱や咳などのSARSの症状が消失するまでの期間とすること。

(3) 入院

都道府県知事は、SARSのまん延を防止するため必要があると認めるときは、SARSの患者に対し72時間を限度として、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告することができること。また、当該勧告を受けた者がこれに従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院させることができること。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの(第二種感染症指定医療機関のうち、陰圧病室を備えた病院など)に入院すべきことを勧告し、入院させることができること。

都道府県知事は、SARSのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症診査協議会の意見を聴いた上で、により入院している患者に対し、10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関(ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、のただし書きの都道府県知事が適当と認める病院又は診療所を含む。以下「感染症指定医療機関」という。)への入院を勧告することができるものとし、当該勧告に従わないときは、感染症指定病院に入院させることができるものとしたこと。また、入院期間の経過後において、入院を継続する必要があると認めるときは、感染症診査協議会の意見を聴いた上で、10日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができるが、当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも同様であること。

都道府県知事は、又はにより入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならないこと。

都道府県知事は、又はにより入院している患者について、SARSの病原体を保有していないこと又はSARSの症状が消失したことが確認されたときは、当

該患者を退院させなければならないこと。また、又はにより入院している患者から退院の求めがあったときは、当該患者について、SARSの病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうかの確認をしなければならないこと。

都道府県知事は、又はの措置を勧告し、又は措置を実施する場合には、当該措置の実施する理由等を書面により通知しなければならないこと。

(留意事項)

- (一) 入院患者の移送は、SARSがまん延しないよう配慮して行わなければならないものとする。
- (二) 入院の勧告をし、入院の措置を行い、又は入院の期間の延長をする場合の通知事項は、以下のとおりとする。
 - ア 入院の勧告、入院の措置又は入院の期間の延長をする理由
 - イ 入院の勧告又は入院の措置をする場合にあっては、入院すべき期限及び医療機関
 - ウ 入院すべき期間又は入院の措置の延長をする期間
 - エ 入院の勧告をする場合にあっては、当該勧告に従わない場合に入院の措置をすることがある旨
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第22条第1項に規定する退院に関する事項
 - カ 法第22条第3項の規程により退院を求めることができる旨
 - キ 法第25条に規定する審査請求の特例に関する事項
 - ク その他必要と認める事項

このうち、オについては、退院の要件に関することが含まれること。

また、キについては、法第20条第2項又は第3項に基づく入院の期間が30日を超える場合に、法に基づき、厚生労働大臣に審査請求を行うことができる旨等が含まれること。

- (三) 入院の勧告、入院の措置又は入院の期間の延長の通知を行うに当たっては、(二)のほか、行政不服審査法第57条に基づく教示をあわせて行うことが必要であること。また、各都道府県の独自の判断により、入院が必要とされる状況に応じて、(二)のクに基づき、入院が必要とされる者の理解をできるだけ得て実施できるように必要な事項を通知することが望ましいこと。

(関連通知)

「ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について（第7報）」（抜粋）

（平成15年4月7日健感発第0407001号）

「可能性例（Probable case）」の管理

1.（略）

2. 病室は個室を原則とする。病室は陰圧、独立した空調設備である方がより望ましい。個室が不足している場合は、SARSの可能性例と診断された複数の患者を同室に入室させ入院とする。

4 消毒その他の措置に関する事項

(1) SARSに対する措置

都道府県知事は、SARSの発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、次の措置を講ずることができること。

SARSコロナウイルスに汚染された場所又は汚染された疑いがある場所等について、その場所の管理をする者に対し、消毒を命じ、又は市町村に消毒するよう指示すること。

(留意事項)

消毒については、消毒薬を用い、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うとともに、その際には、消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意することとする。

(関連通知)

「原因不明の「重症急性呼吸器症候群」による院内感染防止対策の徹底について」(平成15年5月9日医薬安発第0509001号) (別紙1)

SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命じ、又は市町村に駆除するよう指示すること。

(留意事項)

ねずみ族及び昆虫等の駆除については、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うとともに、その際には、駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意することとする。

SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、その移動を制限し、消毒、廃棄その他必要な措置を命じ、又は市町村に消毒するよう指示し、若しくは当該都道府県の職員に廃棄その他必要な措置をとらせること。

(留意事項)

- (一) 法第29条に基づく物件の移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置については、対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、以下の措置の基準その他の事情を勘案し、措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこととすること。
 - ア 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
 - イ 廃棄にあつては、消毒、ウの滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
 - ウ 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。
- (二) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意することとすること。

SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動等を制限すること。

SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

SARSコロナウイルスに汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、SARSのまん延を防止するため必要があると認める場合であつて、消毒により難しいときは、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができること。

(留意事項)

- (一) 建物への立入りの制限又は禁止は、対象となる建物の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、適切と認められる方法により行うものとする。
- (二) 法第32条第2項に基づく建物への措置は、以下の基準により行うものとする。
 - ア SARSの建物の外部へのまん延を防止することができるよう、SARSの発生の状況、当該措置を実施する建物の構造及び設備の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うこと。
 - イ 緊急の必要がなくなったときに、できる限り現状回復に支障を来さない方法で行うこと。

(2) 必要な最小限度の措置

(1)の措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(3) 質問及び調査

都道府県知事は、(1)の措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員にSARSコロナウイルスに汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所等に立ち入り、SARSの患者(疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。)その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができること。

(留意事項)

質問又は必要な調査を行う当該職員等は規則第18条及び別記様式第2に基づく身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときはこれを提示すること。

(4) 書面による通知

都道府県知事は、(1)の措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、当該措置を実施する旨及びその理由等を書面により通知しなければならないこと。

(留意事項)

(一) 都道府県知事が、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に係る措置、死体の移動制限等、生活の用に供される水(以下「生活用水」という。)の使用制限等を実施し、又は当該職員に実施させる場合に通知すべき事項は、当該措置を実施する旨及びその理由のほか、以下のとおりとすること。

ア 当該措置の対象となる場所、区域、物件、死体又は生活用水

イ 消毒若しくは駆除の措置又は物件に係る措置(物件の移動の制限及び禁止の措置を除く。)にあっては、当該措置を実施する日時又は実施すべき期限及びその方法

ウ 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の制限の措置にあっては、その期間及び制限の内容

エ 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の禁止の措置にあっては、その期間

このうち、ウについては、物件若しくは死体を移動し、又は生活用水の使用若しくは給水をできる場合の条件が含まれるものとする。

(二) 都道府県知事が、建物に係る措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合に掲示すべき事項は、当該措置を実施する旨及びその理由のほか、以下のとおりとすること。

ア 当該措置の対象となる建物

イ 立入りの制限の措置にあっては、その期間及び制限の内容

ウ 立入りの禁止の措置にあっては、その期間及び制限の内容

このうち、イについては、立入りをできる場合の条件が含まれるものとする。

(三) (一)の通知を行い、又は(二)の掲示を行う際には、行政不服審査法第57条に基づく教示をあわせて行うことが必要であること。

(四) (一)及び(二)については、市町村長が当該職員に消毒、ねずみ族及び昆虫の駆除又は物件に係る措置を実施させる場合について準用すること。

5 医療に関する事項

都道府県は、3(3) 又は による入院に係る患者から申請があったときは、感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用を負担すること。ただし、当該患者が前項の費用の全部又は一部を負担することができるものと認められるときは、その限度において負担をすることを要しないこと。

(留意事項)

(一) 費用負担の申請を行う場合の申請書に記載する事項は、以下のとおりとすること。

ア 患者の住所、氏名、生年月日及び性別

イ 申請者が患者の保護者の場合にあっては、当該保護者の住所、氏名及び患者との関係

ウ 患者が医療保険各法による給付を受けることができる者であるときは、その旨

(二) 費用負担の申請書に添付するものは、以下のとおりとすること。

ア 入院の勧告、入院の措置又は入院の期間の延長の通知の写し

イ 当該患者並びにその配偶者及び民法第877条第1項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)が必要と認める書類

により費用の負担を受けるSARSの患者が、健康保険法等の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において負担することを要しないこと。また、都道府県は、診療報酬の支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金等に委託することができることとしたこと。さらに、診療報酬は、健康保険の例によるものとしたこと。

6 SARSの病原体を媒介するおそれのある動物の輸入禁止に関する事項

何人も、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンを輸入してはならないこと。

(関連通知)

「SARS対策について(SARS対策第19報)(SARS類似コロナウイルスが分離された中国産の野生動物への対応について)」(抜粋)

(平成15年5月26日健感発第0526003号) (別紙2)

7 費用負担に関する事項

(1) 支弁

市町村及び都道府県は、この政令の規定に基づき、それぞれ市町村長及び都道府県知事が行う措置に関する費用を支弁するものとする。

(2) 負担

都道府県は、市町村の支弁する費用の3分の2を負担すること。

国は、都道府県が支弁又は負担する費用のうち、入院患者の医療に要する費用についてはその4分の3を、その他の費用についてはその2分の1を負担すること。

(3) 補助

都道府県は、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及び運営に関する費用の全部又は一部を補助すること。

国は、の費用に対してその2分の1以内を、特定感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができること。

8 その他

(1) 保健所を設置する市及び特別区の事務

保健所を設置する市並びに特別区は、診療報酬の額の決定、感染症指定医療機関に対する検査等を除き、都道府県と同じ事務を行うこと。

(2) 罰則

医師が感染症の患者であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た秘密を正当な理由なく漏らした場合等に対する罰則については、法律の規定に準じること。

(3) 施行期日等

この政令は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行し、施行の日から起算して1年を経過した日に失効すること。

各〔都道府県〕
〔政令市〕
〔特別区〕
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症急性呼吸器症候群についての患者、疑似症患者の判断基準等について(通知)

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令(平成15年政令第304号。以下単に「政令」という。)及びその関係省令の施行に当たっての留意点等については、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令の施行について(平成15年7月14日健発第0714006号)により通知したところであるが、重症急性呼吸器症候群の患者及び疑似症患者の判断基準を下記のとおり定めるので、十分にご了知願いたい。

記

1 患者及び疑似症患者の判断基準について

重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。)の患者又は疑似症患者についての判断基準は、別紙のとおりとすること。

なお、当該基準については、今後の知見の収集・分析の結果を踏まえて、随時改訂していく予定であるので申し添える。

2 感染症発生動向調査との関係について

今般施行される通知については、SARSの患者及び疑似症患者を指定感染症の報告対象としているが、症例定義の改正とそれに伴うSARSコロナウイルスの行政検査の実施等について(SARS対策第13報)(平成15年5月8日健感発第0508002号)の別紙1における疑い例についても、感染症発生動向調査の一環として報告されたいこと。

なお、この政令が施行される時点においては、「WHOが公表したSARS伝播確認地域」は存在しないため、同通知の(1)2若しくは3、又は(2)2若しくは3に該当する者は存在しないが、今後新たにSARS感染者が発生した場合にはこれらの要件に該当する者は当然に疑い例として対応する必要があること。

SARS患者、疑似症患者の判断基準について

1. 定義

SARSコロナウイルスの感染による重症急性呼吸器疾患である。

2. 臨床的特徴

多くは2 - 7日、最大10日間の潜伏期間の後に、急激な発熱、咳、全身倦怠、筋肉痛などのインフルエンザ様の前駆症状が現れる。2 - 数日間で呼吸困難、乾性咳嗽、低酸素血症などの下気道炎症が現れ、胸部CT、X線写真などで肺炎像が出現する。肺炎になった者の80 - 90%が1週間程度で回復傾向になるが、10 - 20%がARDS (Acute Respiratory Distress Syndrome) を起こし、人工呼吸器などを必要とするほど重症となる。

致死率は10%弱。WHOは推計として15%と発表としている。

3. 報告の基準

(1) 患者の判断基準

診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、以下の方法によって病原体診断や血清学的診断がなされたもの。

【材料】鼻咽頭ぬぐい液、喀痰、尿、便、血清など

- ・病原体の検出：ウイルス培養検査
- ・病原体の遺伝子の検出：RT - PCR法
- ・血清抗体の検出：酵素免疫測定法 (ELISA)又は免疫蛍光法 (IFA)

注) これらの検査所見 (特にRT - PCR、ウイルス分離) で陰性になった場合であっても、SARSを否定することはできない。この場合には、医師の総合判断により、疑似症例として取り扱うこととする。

(2) 疑似症患者の判断基準

疑似症の診断：臨床所見、渡航歴などにより判断する。

以下の 又は に該当し、かつ の条件を満たすものとする。

平成14年11月1日以降に、38度以上の急な発熱及び咳、呼吸困難等の呼吸器症状を示して受診した者のうち、次のいずれか1つ以上の条件を満たす者

- (一) 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
- (二) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)へ旅行した者
- (三) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)に居住していた者

平成14年11月1日以降に死亡し、病理解剖が行われていない者のうち、次のい

いずれか1つ以上の条件を満たす者

- (一) 発症前10日以内にSARSの「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
- (二) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)へ旅行した者
- (三) 発症前、10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表したSARSの伝播確認地域)に居住していた者

次のいずれかの条件を満たす者

- (一) 胸部レントゲン写真で肺炎、または呼吸窮迫症候群の所見を示す者
- (二) 病理解剖所見が呼吸窮迫症候群の病理所見として矛盾せず、はっきりとした原因がないもの

注) 他の診断によって症状が説明ができる場合は除外すること。

医薬安発第0509001号
平成15年5月9日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } 衛生主管部(局)長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省医薬局安全対策課長

原因不明の「重症急性呼吸器症候群」による院内感染防止対策の徹底について

原因不明の「重症急性呼吸器症候群」による院内感染防止対策については、「ハノイ・香港等における原因不明の重症急性呼吸器症候群の集団発生に伴う対応について(第7報)」(平成15年4月7日付け健感発第0407001号)等により、「重症急性呼吸器症候群(SARS)管理指針」(以下「SARS管理指針」という。)として、SARSの可能性例に対する対応を示し、貴管内の医療機関等へ周知し、適切な対応をお願いしているところです。

今般、各医療機関におけるSARSの感染防御の視点から別紙のとおり「重症急性呼吸器症候群(SARS)に対する消毒法」をまとめたので、貴管内の医療機関に対して周知方お願いします。

重症急性呼吸器症候群（SARS）に対する消毒法

- 1 . 重症急性呼吸器症候群（SARS）の病原体と推定されている新型コロナウイルスは、重篤な症状を引き起こすことや、本ウイルスに関する詳細については未だ明らかにされていないことなどから、本ウイルスに対しては厳重な消毒を行っておく必要があります。
- 2 . コロナウイルスは、エンベロープと呼ばれる膜を有するウイルスで、過酢酸（アセサイド[®]など）、グルタラル（ステリスコーブ[®]、サイデックス[®]など）、次亜塩素酸ナトリウム（ジアノック[®]、ピューラックス[®]、ミルトン[®]など）、アルコール（消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール）、およびポビドンヨード（イソジン[®]、ネグミン[®]など）などが有効です。
- 3 . 手指消毒には、速乾性手指消毒薬（ヒビスコール[®]、ヒビソフト[®]など）を用います。
- 4 . 患者が退室した病室の消毒は、オーバーテーブル、ベッド柵、椅子、机およびドアノブなどに対するアルコール清拭で対応してください。アルコールの代わりに、0.1%（1,000ppm）次亜塩素酸ナトリウム（ジアノック[®]、ピューラックス[®]、ミルトン[®]など）を用いても差し支えありません。なお、天井、壁、および床などの消毒は、喀痰などの付着がない限り不要です。
- 5 . ベッドマット、毛布、およびシーツなどのリネン類の消毒は、80 ・ 10 分間の熱水洗濯が適しています。ただし、80 ・ 10 分間などの熱水洗濯が行える洗濯機がない場合には、0.1%（1,000ppm）次亜塩素酸ナトリウム（ジアノック[®]、ピューラックス[®]、ミルトン[®]など）への30分間浸漬で対応してください。
- 6 . 患者に関して発生した感染性廃棄物を扱う際には、注射針などによる外傷に注意し、バイオハザードと明記された漏出しない強靱な袋あるいはゴミ箱に入れ、安全に廃棄してください。

なお、以上の方法で消毒する場合は、適切な感染予防装備と手順に従って行ってください。

写

健感発第 0526003 号

平成 15 年 5 月 26 日

各 (都道府県
政令市
特別区) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

SARS 対策について (SARS 対策第 19 報)

(SARS 類似コロナウイルスが分離された中国産の野生動物への対応について)

SARS 対策については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関する WHO の緊急情報について」(平成 15 年 3 月 12 日健感発第 0312002 号)等により、貴管内の関係機関への周知等の対応をお願いしているところである。

今般、WHO が、SARS コロナウイルスに類似したウイルスが、中国南部の野生動物から分離されたとする香港と中国の合同調査団の報告をもとに、当該動物の取扱者等への注意喚起の必要性等を公表(平成 15 年 5 月 23 日付け第 64 報(別添))したことから、我が国においても、以下のとおり対応することとしたので、貴自治体においてもご協力御願います。

なお、WHO は、現時点では、当該中国産の野生動物が SARS の流行に関連したことが証明されていないとしていることから、今次の対応については予防的措置であることをご留意ありたい。

また、これまでも厚生労働省においては、野生動物が保有する病気については不明な点が多いことから、特に輸入野生動物の家庭での飼育を避けるよう、ポスター、ハンドブック、ホームページ等により啓発を行ってきたところである^(注)。貴管内においても一層その啓発に努めるよう御願います。

本通知については、関係省庁をはじめとし、日本獣医師会、日本動物園水族館協会、全日本動物輸入業者協議会等にも通知したことを申し添える。

(注)

- ・「動物由来感染症ポスター」：平成 15 年 3 月 20 日事務連絡参照
- ・「動物由来感染症ハンドブック」：平成 15 年 4 月 15 日事務連絡参照
- ・「ホームページ・動物由来感染症を知っていますか」：平成 13 年 7 月 26 日事務連絡参照 (URL <http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/>)

記

1 当該中国産の野生動物を取扱う場合の注意喚起について

貴管内で下記(1)の対象動物をペット飼育等取り扱うことがある場合は、下記(2)に基づき関係者に注意喚起すること。

(1) 対象とする中国産の野生動物種(別紙)

- ハクビシン (masked palm civet)
- タヌキ (raccoon-dog)
- 中国イタチアナグマ (Chinese ferret badger)

(2) 取扱上の注意事項

WHO は、予防的措置として、これらの動物やその体液、排泄物等に触れる可能性のある者に対し注意喚起を行うべきとしていることから、現時点においては、飼育者等に対し、当該動物を取り扱う場合にあっては、体液等への直接接触を避け、飼育環境の清潔に努め、飼育環境の清掃作業等の後には手洗い等を励行するよう、指導すること。

参考: 1 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003 (平成 15 年 5 月 16 日付け結核感染症課事務連絡)

2 ペット動物由来の感染症対策について(昭和 63 年 12 月 26 日衛乳第 93 号)

2 当該中国産の野生動物の国内での飼育等の状況と輸入状況の把握について

(1) 貴管内における当該動物の飼育等に関する情報については、別紙にて当課まで連絡ありたい。なお、別紙については追って事務連絡するので、その間は適宜対応願いたい。

(2) なお、当課では、関係機関、輸入団体等を通じ、当該動物の輸入状況の把握を行うと共に、その新たな輸入については自粛するよう関係団体等に要請しているところである。今後、新たに得られた情報をもとに、貴職に実態把握や注意喚起等の対応を要請する場合もあり、その際はよろしく対応方御願いたい。

3 その他

- (1) 日本には、古来からハクビシン等が分布していることが知られているが、今次 WHO が公表した健康危険情報が、これらの日本産の野生動物に直ちに当てはまるものではない。
- (2) なお厚生労働省では、厚生科学研究において SARS の研究を行うこととしているが、ハクビシン等の動物についても、必要な調査を行う予定である。

重症急性性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十六条の指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百四号

重症急性性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十六条の指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十六条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（重症急性性呼吸器症候群の指定）

第一条 重症急性性呼吸器症候群（病原体がSAR Sコロナウイルスであるものに限る。次条第一項（同項の表を除く。）において単に「重症急性性呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六十六条の指定感染症として定める。

（法の準用）

第二条 重症急性性呼吸器症候群については、法第八十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第四十四条まで、第五十条、第五十二条から第五十九条まで、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十五条まで、第六十五条の三並びに第六十六条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 4 columns: Article/Section, Original Text, Replacement Text, and Targeted Article/Section. It details the application of the Infectious Disease Control Act to the Severe Acute Respiratory Syndrome (SARS) outbreak.

Table detailing the application of the Infectious Disease Control Act to the Severe Acute Respiratory Syndrome (SARS) outbreak, specifically regarding the designation of the disease and the application of provisions.

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づき政令の規定を準用するものとする。

（事務の区分）
第二条 前条第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十五条から第三十二条まで、第三十五条、第二十七條から第三十二條まで、第三十五条（同条第四項において準用する同条第一項を除く。）、第三十六条（同条第四項において準用する同条第一項及び第二項を除く。）及び第六十四条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（前条第一項において準用する法第二十七條第二項及び第二十八條第二項に規定する措置、前条第一項において準用する法第二十九条第二項の消毒並びに前条第一項において準用する法第三十一条第一項に規定する措置を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を超え経過した日から施行する。

（この政令の失効）
第二条 この政令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第二条第一項において準用する法第五十七条若しくは第五十八条の規定により支弁する費用、第二条第一項において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第二条第一項において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正）
第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。別表第一に次のように加える。

Table showing the amendments to the Local Government Law Enforcement Order, specifically adding SARS to the list of designated infectious diseases.

総務大臣 片山虎之助
厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

○厚生労働省令第百二十号

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令（平成十五年政令第三百四号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令を次のとおり定める。

平成十五年七月十四日

厚生労働大臣 坂口 力

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令

重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三条、第四条第一項及び第六項、第五条、第八条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条から第二十三条まで並びに第二十八条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、同令第十一条第二項第二号中「ジフテリア及びペスト」とあるのは「重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）」と、同条第三項中「その病原体を保有しなくなるまでの期間」とあるのは「その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

（この省令の失効）

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省 令第三号
農林水産省 令第三号

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令（平成十五年政令第三百四号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の準用に関する省令を次のように定める。

平成十五年七月十四日

厚生労働大臣 坂口 力

農林水産大臣 亀井 善之

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の準用に関する省令

重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚・生省令第二号）第一条及び第二条の規定を準用する。この場合において、同令第一条の表中「フレリードッグ」とあるのは、「イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

(この省令の失効)

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

農林水産省消費・安全局衛生管理課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について重症呼吸器症候群（SARS）にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならない。ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない。

2 輸入禁止

SARS の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

環境省自然環境局総務課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないことされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

財務省関税局業務課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないことされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

財務省関税局監視課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないことされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

経済産業省協力局貿易管理部貿易審査課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないことされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

経済産業省協力局貿易管理部貿易管理課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないことされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

社団法人 日本獣医師会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について貴会会員への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について重症呼吸器症候群（SARS）にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならない。ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない。

2 輸入禁止

SARS の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

全国ペット小売業協会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について貴会会員への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないことされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

社団法人 日本動物園水族館協会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について貴会会員への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないこととされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。

写

健感発第 0714003 号
平成 15 年 7 月 14 日

社団法人 日本動物園水族館協会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の
政令及び関係省令の施行について

重症呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令及び関係省令（平成 15 年 7 月 14 日厚生労働省令第 120 号及び厚生労働・農林水産省令第 3 号）の施行にあたり、各都道府県、政令市及び特別区の長あてに通知致しました（別添）。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、下記事項について貴会会員への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 輸入禁止

重症呼吸器症候群（SARS）の病原体を媒介するおそれのあるイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンは輸入禁止とされた。

2 届出義務

獣医師は、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン等について SARS にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときには、直ちに都道府県知事に届出なければならないことされた（ただし、当面の間、主として研究機関等を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場に求めるものではない）。